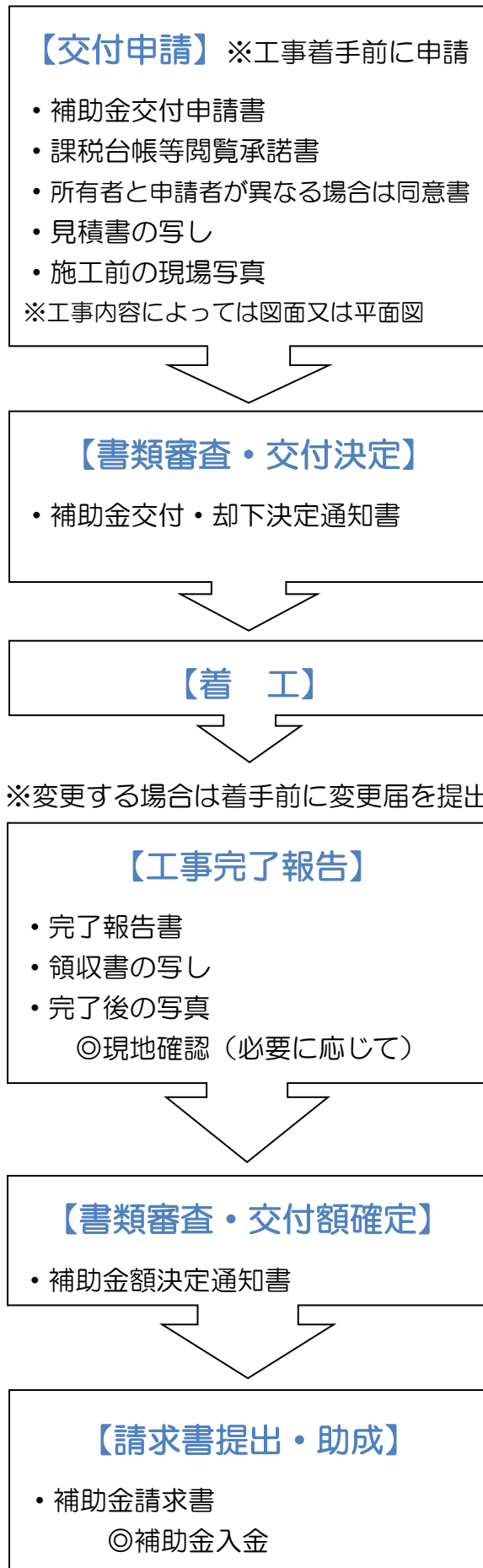


# 湯河原町防犯カメラ設置助成事業 (期間延長)



- 町内の建物(店舗、事務所、倉庫、自宅等)で屋外に設置する防犯カメラ等(ドアホン除く)
- 同一の建物、所有者又は占有者が、過去 10 年間にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

※防犯カメラとは、防犯を目的に継続的に設置されるカメラ装置で、録画装置を備えるものをいう

## ②対象経費

- 防犯カメラ(録画装置含む)の購入費
- 町内の事業者と請負契約した、防犯カメラ等の設置工事費(既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費は除く)

※上記にかかわらず、保守点検費その他維持管理に係る費用については対象としない

※屋内も同時に設置する場合は、上記経費をカメラ台数で按分し、屋外設置分のみが対象となる。また、1つの録画装置で2棟以上にカメラを設置する場合は1棟とみなす

※令和10年3月31日までに申請し、補助金の交付決定後に着手するもので、令和10年9月30日までに工事が完了するもの

## ③助成の額

- 助成の金額は上記の対象経費が3万円(税抜)以上が対象で、対象経費(税抜)の20%で5万円を限度とし、千円未満は切り捨てとする。ただし、個人宅で申請者が湯河原町に住民登録がない場合は、対象経費(税抜)の10%で2万5千円を限度とする

## ④対象者

- 対象施設の所有者、管理者又は占有者
- 町税等の滞納がない者
- 「湯河原町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準拠する者
- 防犯上必要な場合に、防犯カメラ設置情報を捜査機関に提供することに同意する者

※助成を希望する方は、工事前に  
防災安全課にご相談ください。